

25—01.4 P

特許異議の申立ての指定期間

特許異議の申立てにおいて、法律及び省令の規定により審判長が指定する期間（指定期間）について、標準的な指定期間（標準指定期間）を以下のとおり定める。

なお、特許異議の申立てについての確定した決定に対する再審についても同様とする。

1. 標準指定期間

- (1) 取消理由通知（決定の予告として行うものを含む）に対する特許権者の意見書の提出期間（[特 § 120 の 5①](#)）は、国内居住者の場合は 60 日、在外者の場合は 90 日とする。
- (2) 特許権者の訂正請求に対する特許異議申立人の意見書の提出期間（[特 § 120 の 5⑤](#)）は、国内居住者の場合は 30 日、在外者の場合は 50 日とする。
- (3) 訂正拒絶理由通知に対する特許権者の意見書の提出期間（[特 § 120 の 5⑥](#)）は、国内居住者の場合は 30 日、在外者の場合は 50 日とする。
- (4) 手続をする者又はその代理人が日本国内の遠隔又は交通不便の地（→[25—01](#)の別表）にある場合の指定期間は、上記(1)～(3)の各期間の国内居住者に対する指定期間に 15 日を加える。
- (5) 審尋に対する回答書の提出期間（[特 § 120 の 8①](#)→[特 § 134④](#)）は、国内居住者の場合は 15 日程度、在外者の場合は 25 日程度とする。
- (6) 参加申請について当事者等が意見を述べる期間（[特 § 119②](#)→[特 § 149②](#)）、方式要件違反の場合の補正命令に対する応答期間（[特 § 120 の 8①](#)→[特 § 133①](#)、[②](#)）、却下理由通知に対する弁明書提出期間（[特 § 18 の 2②](#)、[特 § 120 の 8①](#)→[特 § 133 の 2②](#)）、手続の受継のための指定期間（[特 § 23①](#)）（→[25—01.2](#)の 1. (3)イ～エ）

2. 既に指定した期間の請求又は職権による延長 (→[25—04](#))

(追加 H27.2)

(訂正 R7.3)